

## 福生ロケーションサービスに係る撮影受入基準

### (受入目的)

第1条 福生ロケーションサービスは、次の目的のために撮影を受け入れるものとする。

- (1) ロケ撮影を通じて、福生市民の福生市に対する愛着を深めてもらうこと。
- (2) ロケ撮影を通じて、市内に撮影使用料やロケ弁当などの経済効果をもたらすこと。
- (3) 映画やテレビを通じて、福生市の認知度を向上させること。

### (役割)

第2条 福生ロケーションサービスの役割は、次に掲げることとする。

- (1) 制作会社等のニーズに的確かつ正確な市内のロケ物件情報を提供するとともに、関係各所との調整をとり、スムーズな撮影の実現をサポートすること。
- (2) 悪質な制作会社等から市民がトラブルに巻き込まれることを未然に防ぐこと。
- (3) ロケ撮影により多くの市民が参加し、楽しんでもらえる環境を作り出すこと。
- (4) 市内で撮影された作品をより多くの市民に視聴してもらえよう、周知すること。

### (選定基準)

第3条 福生ロケーションサービスは、撮影の受入れについて、次の事項を満たす作品を選定するものとする。

- (1) R指定の作品でないこと。
- (2) 殺人、自殺、ドラッグ等犯罪に関わるような作品でないこと。
- (3) 公序良俗に反する内容を含む作品でないこと。

(4) 市内外に向けて、多数の視聴が見込まれる作品であること。

2 前項の規定にかかわらず、撮影場所、撮影規模等によりシティセールスに寄与するとシティセールス推進課長が認めた作品であれば、受入れができる。

(遵守事項)

第4条 福生ロケーションサービスは、撮影場所を選定するときは、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 撮影場所、制作会社等が直接交渉することは原則として認めない。

(2) 撮影場所の許可を得るまで、撮影場所の住所、電話番号等は、原則として制作会社等に伝えてはならない。

(3) 制作会社等に提供する画像は、撮影場所の許可を得て撮影した画像とする。

(4) その他、撮影場所の指示に従わなければならない。

第5条 福生ロケーションサービスは、撮影を受け入れるときは、制作会社等に福生市撮影支援申込書（別記様式）を提出させ、次の事項を遵守させなければならない。

(1) 市との交渉担当者を選任し、責任の所在を明確にしなければならない。

(2) 撮影に際しては、撮影時の進行及び施設の使用方法等について、事前に施設管理者と十分に協議しなければならない。

(3) 撮影に際し、騒音、照明等により地域の住民生活に支障が発生するおそれがある場合は、事前に地域住民への説明、協力依頼等を行わなければならない。

(4) 撮影に際し、施設管理者から指示及び条件の提示があったときは、これを厳守しなければならない。

(5) 撮影の中止又は予定日、内容等を変更する場合は、速やかに施設管理者及び所管課に報告しなければならない。

(6) 施設又は備品等を毀損した場合は、速やかに施設管理者等に連絡し、施設管理者等の指示に基づき原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(7) 撮影に際しては、事故、トラブル等が生じないように、安全対策等に万全を期さなければならない。

(8) 撮影等を終了したときは、当該施設を清掃し、及び原状に回復しなければならない。

(9) 撮影の際に生じる費用等については、申請者が負担するものとする。

(免責事項)

第6条 市は、撮影に関する相談及び情報提供等支援内容に関わる一切の責任を負わないものとする。

2 施設管理者が使用許可を取り消した場合について、それにより申請者に生じた損失は補償しないものとする。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。